

平成 25 年 6 月 19 日（水曜日）

第 2 回 松 島 町 議 会 定 例 会 会 議 録

（第 4 日 目）

平成25年第2回松島町議会定例会会議録（第4号）

出席議員（16名）

1番	緑山市朗君	2番	佐藤皓一君
4番	伊賀光男君	5番	高橋利典君
6番	欠番	7番	渋谷秀夫君
8番	高橋幸彦君	9番	尾口慶悦君
10番	色川晴夫君	11番	赤間洵君
12番	太齋雅一君	13番	後藤良郎君
14番	片山正弘君	15番	菅野良雄君
16番	今野章君	17番	阿部幸夫君
18番	櫻井公一君		

欠席議員（1名）

3番	高橋辰郎君
----	-------

説明のため出席した者

町長	大橋健男君
副町長	高平功悦君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	熊谷清一君
財務課長	舘山滋君
企画調整課長兼 企画調整班長	亀井純君
町民福祉課長	阿部利夫君
健康長寿課長	本間澄江君
産業観光課長	阿部礼子君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	安倍新也君
水道事業所長	櫻井一夫君

危機管理監兼
環境防災班長

阿部 祐一 君

震災復興対策監

小松 良一 君

総務管理班長

太田 雄 君

教 育 長

小池 満 君

教 育 課 長

櫻井 光之 君

事務局職員出席者

事務局 長 佐藤 進 主 幹 佐々木 弘子

議 事 日 程 (第4号)

平成25年6月19日(水曜日) 午前10時00分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 一般質問

〃 第 3 議案第73号 工事請負契約の締結について

〃 第 4 議案第74号 物品売買契約の締結について

〃 第 5 議員提案第 9号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見
書について

〃 第 6 議員提案第10号 年金2.5%削減中止を求める意見書について

〃 第 7 委員会の閉会中の継続審査・調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 11 時 45 分 開 議

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成25年第2回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。

仙台市—————です。

なお、3番高橋辰郎議員、入院中であるため本日も欠席となります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、4番伊賀光男議員、5番高橋利典議員を指名します。

日程第2 一般質問

○議長（櫻井公一君） 日程第2、一般質問に入ります。

通告の順序に従いまして、質問を許します。質問者は登壇の上、質問願います。

16番今野 章議員。

〔16番 今野 章君 登壇〕

○16番（今野 章君） おはようございます。16番今野でございます。通告をしております2点について、質問をさせていただきたいと思います。

最初は、究極の個人情報、遺伝子情報収集に問題はないかと、こういうことで質問をすることにしておりましたので、質問します。

この問題につきましては、東北メディカル・メガバンク構想というのがございまして、この構想につきましては、東日本大震災で被災をした宮城県沿岸の地域住民のゲノムコホート研究を内容として宮城県の復興計画にも盛り込まれております。そして、昨年2月にはその受け皿となる東北大学に東北メディカル・メガバンク機構が設立をされ、その後岩手医大も加わり、岩手県沿岸の被災者もその対象となっているところでございます。

ゲノムコホート研究というのは、どういうことかということがありますが、一言で言えば長期にわたって病気の起こり方と遺伝子の関係を追求研究するということと考えていただければよいのかと思います。それで、この東北メディカル・メガバンク機構の計画では、

被災住民15万人規模の健康や生活調査と遺伝子検査を3世代コホートを含めて10年間にわたって実施をし、遺伝情報の解析を進めてゲノム情報、言ってみればある生物の持つ全ての遺伝情報ということになると思いますが、このゲノム情報に基づいた未来型医療を構築するということにされております。

それでは、なぜこのように大規模な遺伝情報の収集が必要になるかということですが、ゲノム遺伝、ゲノムあるいは遺伝子研究などに携わる研究者は、個人のゲノム情報と生活環境や病歴を多数比較することによって人間の病気や体質とゲノム情報の関係が解明をされれば遺伝子検査で前もって予防や治療の可能性が出てくことや薬の開発に利用できるに違いないというふうに考えているからだといえるのではないかと思います。

しかし、このような研究を私ども否定するわけではありませんが、人間、いわゆる人を初めとする生物の生命進化、生命活動は一部の遺伝情報だけで解釈できるような単純なものではないことは、例えば一卵性双生児を考えていただければよいと思いますが、一卵性の双生児はゲノム配列が全く同じで顔だちや容姿、立ち居振る舞いといったようなものが非常によく似てくるわけですが、最初から指紋も違いますし、出生後に置かれた生活環境によって多様な変化が生まれてくることも事実であり、双子はもちろん、人は皆一人一人が違うということがいえると思います。

こうした遺伝子研究、遺伝子検査によって個別の医療や予防という可能性が開けてくるということも事実ですが、一方において差別や偏見が新たにつくり出される可能性も出てくるものであります。これまでは外見や振る舞いなどから、あるいは血縁者の病気などから、「あそこの家系は」などと遺伝を漠然として推測を行っていたものが遺伝子検査により、より客観的に明らかにされることになれば、その家系やその地域出身者全体が偏見の目で見られるということも考えられるのではないかと思います。

3世代コホートで隠し子がいたというようなことが笑い話ではなくて発覚をする場合も考えられるということになってまいります。また、遺伝情報の電子化によりセキュリティが破られれば大量の個人情報流出をし、悪用されることなどを含め深刻な人権問題が発生する、あるいは発展するということも考えられるところでございます。

東北メディカル・メガバンク機構は、既に5月20日から七ヶ浜町の定期検診会場で長期健康調査とゲノムコホートへの遺伝子情報提供を求める活動を初めており、22日からは東松島でも行っているということでございます。先ほども述べましたが、研究手段としてのゲノムコホートを否定するものではありませんが、ゲノムコホートは究極の個人情報といわれる遺伝

子を研究対象としていることから、差別や偏見に対して慎重かつ真剣に向き合うことが求められているところであり、人権及び医学研究における倫理が厳格に守られることが必要であると考えます。

国際的には世界医師会で採択されている倫理規定である「ヘルシンキ宣言」やユネスコ総会で採択をされている「ヒト遺伝データに関する国際宣言」などをもとに各国で関係する法律が定められております。例えば、ヒトゲノム遺伝解析研究の規制に関する法制度という点からみますと、アメリカでは医療保健の相互運用性と説明責任に関する法律あるいは遺伝情報差別禁止法、こういった法律が制度としてでき上がっております。また、イギリスではデータ保護法、あるいは人体ソセイ法といった法法律ができておりますし、フランスにおいても生命倫理関連法という法律があります。ドイツにおいても遺伝子診断法などという法律がございますし、韓国においても生命倫理安全法といった法律がある、法律としてきちんとでき上がっている状態になっているのであります。

しかし、日本ではこうした遺伝子研究にかかわる法制度が未整備な中で東北メディカル・メガバンク機構が今後10年をかけて3世代にわたって長期健康調査とゲノムコホートを東日本大震災の被災地である宮城県や岩手県で実施をするもので、個人情報の保護、人権擁護の点でいろいろと危惧をせざるを得ないという状況があると思っております。

本町におきましても、既に同機構から協力要請があったと聞いておりまして、遺伝情報収集の具体化の中で危惧される点につきまして、以下お聞きをしていきたいと思っております。

初めに、今お話したとおり同機構からの協力要請があったということで、本町での遺伝子情報収集の協定あるいは具体化というものは、どこまで進んでいるのかということについて伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君） ご質問のことでございますけれども、東北メディカル・メガバンクというところが、その遺伝子情報から医学的な発展を目指すというお話でございます。

まず、昨年の7月にですね、機構長を初めとして各分野の先生方、役場にいらっしやいまして趣旨説明をしていただきました。また、その趣旨に従って今後こういった事業をしていきたいというような話もお聞きをいたしました。私といたしましては、医学研究の発展向上のためになる、つまり人類のためになるというような趣旨からして、これは基本的には協力申し上げたいというふうな話をしております。

協定については、その時点では具体的にいついつというふうな話は聞いておりませんし、今

でも明確な話はもらってはいないんですが、どうもあちらの意向としては来年度あたり協定を結びたいというような意向なのかなというふうに感じております。

この問題ですけれども、議員おっしゃるように大変デリケートな問題を含んでおりますので、十分注意しながら取り組んでいくべき、松島町だけでなく事業主体そのものが、国家も含めまして十分注意して行っていくべきだというふうには思っておりますが、ただ基本的な方向としては、こういう医学的な知識なり研究なりが進むことによって人類の病気に対する対応ができる。また、これまでの長い歴史を見てみましても人間の知的好奇心から研究が始まり、そしてそれが人類の繁栄に役立っているというこうことからすると、基本的には松島町としても協力していくべきだと思うし、私としても協力していくべきだなというふうに思っております。

ただ、おっしゃるようにね、重ね重ねになりますが、デリケートな問題いろいろ含んでおりますので、これは考えの、今時点で考えの及ばない点とかあるかもしれません。今段階で国際的にもいろんなセーフティネットといいますか、そういった対策が立てられるようでありますので、そういったものを参考にしながら我々としても対応を決めていきたいなというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） ほとんどといいますと協定とか具体化というのは進んでいないと、こういうことだというふうにお聞きをしました。私もですね、町長が今お答えなったように科学の進展というのは人間のさまざまな好奇心といった面から進展をしてきたということを否定するものではないし、そういったものが発展をするということについては、これは喜ばしい側面も持っているというふうに思っております。

ただ、個々の問題で見ると、答弁にありましたように非常にデリケートな問題、特に究極の遺伝情報は、遺伝子情報は究極の個人情報ということでさまざまな問題を提起される可能性があるというふうに思っているわけです。

それで、実際に七ヶ浜町あるいは東松島市で、もう既にこの活動が始まっているわけですね。そこでやられているものというのがあるんですね。例えば事業計画あるから、もうごらんになったでしょうかね。ホームページあるんですね。このメガバンク機構、ホームページあるんで、そのホームページにアクセスすると動画も含めてこういうことをしますよということが見られるようになってます。そしていろいろな事業計画も載っております。私は、これ東松島市のやつなんですけど、同意書とかこういうものもいただきました。これ見ますと、いろい

ろ話を聞きますと、まず実施時期はわからないんですが、本町は来年だと、大体健診会場でやってると、こういうことになるわけですね。そうしますと、本町では9月の10日前後を健診期間に据えて健診を行うと。と、メガバンク機構からはですね、その時期に特定遺伝子研究をするための血液サンプルの提供を求められるということになると思います。そのときにですね、健診会場においてさまざまな説明がされるというふうになっているんだとは思いますが。説明同意文書というのもありまして、こういうことを説明するんですよということもありますし、それからこういうことについて同意を、各個人個人にいただくんですよということもあります。しかし、この中身がやっぱり問題になってくるというふうに思っているんです。

何が問題かといいますと、基本的にデメリットが何かということがほとんど説明がない。十分な説明がない状況の中で同意を求められると。健診会場というある意味では多数が集まった一種独特の空間になるわけで、その中で説明を受けて同意をしてくださいということになると、半ばある意味で強制という感覚がですね、参加者には生まれてくるという可能性があると思っております。七ヶ浜の会場でどうだったのかということをお聞きしますと、大体健診会場を訪れた7割ぐらいの方々が同意をするということになっていると聞いております。そうしますとですね、半ば強制かなというような状況もあるかと思えますし、その点では本当にしっかりとした情報提供が行われて、みずからの判断に基づいてこの同意書にサインをする、同意するということが行われるのかどうか、その辺についてきちんと担保される必要性があるのではないかというふうに私は思うわけです。

その点について、質問の3番目にも挙げておきましたけれども、遺伝子情報提供に同意を求めるための説明はデメリットを含めて住民が十分に自由な意思で十分に判断できるものではないかと、こういうふうに書いてありますけれども、こういう状況で今事業は進捗してると。来年我が町に来たときも同じことが多分起きるのではないかと、こう私は思います。そのときにですね、町としてこういう問題にどういうふうに対応するのかということが出てくるのではないかと思います。

私は、そういう点では健診会場から離れた場所で、やっぱりきちんと別な形で説明して同意を求めるという作業も必要なのではないかと思うんですが、その辺について、今後の対応ですね、どう考えるかということもあると思いますので、あればお答えをいただきたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 私よりも今野議員のほうがお詳しいようでございまして、ああそうなんですかというふうな感じで今聞かせていただきました。やはりおっしゃるようになりますね、自由意思、こういった問題は行政なり国家なりが強制というか、半ば実質強制になるというのが一番危ないわけでございまして、そうならないような措置というのを当然考えていかなければいかんと。

また、説明書の中でデメリットなり何なりということが書いてないということは、これは説明書としては随分不備なものだなというふうに思いますので、その辺も含めて松島町が、こういう協定の話が来たときには注意するようにしていきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） それではですね、町としてもさまざまな協力が求められるということになるかと思うんですね。これは東北メディカル・メガバンク事業の協力に関する協定書ということで、これ石巻市の関係なんですけれども、こういうのも多分協定として結ばざるを得ないということになってきます。そのときに町のほうからはさまざまな情報を、提供を協力しますということも出てくるようなんですね。例えば各種健診、健康診査会場における、「甲」というのはメディカル・メガバンク事業、「乙」が町ということになるんですが、甲が実施する事業の調査対象者、事業等への協力を町がするということですね。乙の役割としてこういうことが書いてある。それから、母子健康手帳交付等における事業の周知と調査参加資格の確認にかかわる協力、母子健康手帳交付数、月別出生届け出数、その他調査に必要な統計情報の甲への提供ということも求められる。それから、事業の調査対象者の同意に基づく母子健康行政活動と調査の連携に関する協力というのも求められます。それから、事業の調査対象者の同意に基づき当該者の次の項目に関する住民基本台帳情報の甲への提供ということで住所・氏名・生年月日・性別・転居年月日・転居先・転出年月日・転出先及び死亡年月日、こういったことなども求められるということでさまざまな形で町自体が情報の提供をそれぞれの個人の、もちろん個人の同意があった場合ということではありますけれども、提供しているということになっているわけです。

ところがですね、こういう個人の同意と町の協定に基づいて行われるんですが、その一方で問題が発生したときに、それではこの機構はどういう責任をとるのかと、どういう措置をとるのかということの担保措置が、この協定には明記されていないような気がするんですね。ですから、私はそういう問題が発生したときの担保措置をとっていくということが非常に大事ではないかというふうに思うんですが、その辺についてですね、こういう協定を結ぶ際の注

意すべき点としてそういったものがあると思うので、その辺についての対応について、今後しっかりやれるのかどうか含めてお答えいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） それはやっていかなければいかんと思いますね。我々松島町として協定を結ぶとすればいろんな協定を、その前に自治体と結んでる協定とかありまして、今おっしゃったような協定あると思うんで、それらの問題点などについて洗い直して、それを修正すると、望ましい形で修正するという事に努めなければいかんというふうには思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） ぜひですね、そういう、まあ向こうが持ってきた協定そのままということではなくて、本当に住民の個人情報なり何なりというものがしっかりと守られると、何か起きたときにはそれにきちんと対処できるというものを担保する協定書にぜひしていただきたいというふうに思います。ぜひその点はですね、強力をお願いをしておきたいというふうに思うのでございます。

それからですね、もしもの話ですが、情報の管理がうまくいかなかったといった場合にさまざまな、先ほども申し上げましたけれども悪意に基づく行為が行われる可能性もあるわけです。その場合に損害が発生するというようなことも出てまいります。そういったこともこの協定書の中にはないんですが、協定書の中にももちろんないし、この個人の同意書の中にもたしかなかったはずなんです。ですから、そういった問題が発生したときの対応方についても、きちんと担保されるということが必要だと思いますので、この協定書及び同意書の内容もきちんと見ていただいて、そういったものが担保されるようにするというのも大事だと思いますし、それから情報ですね、一旦同意して情報を提供すると、そしてしかしよく考えてみたら後々のこともあると。3世代にわたって子供や孫のところまで調査が進んで、何かなったら嫌だなというふうに思って、この調査をお断りしたいというふうになった場合、これ同意書の中でちゃんと撤回することができるようにはなってるんです。撤回はできるんですけれども、その情報を、一回預けてしまった情報、血液サンプル、たしか34ミリリットルですか、採取して機構に預けるわけですね。この解析が進んでいくわけです。遺伝子情報含めて解析が進んでいく。この人の、例えば病院なんかですとカルテも含めて協力するという体制に多分なっていくと思うんですね。いろいろな病歴も含めて調べられるということになると思うんですが、そういう状況の中で本当に個人情報が守られるのかどうか。撤回をした

場合に、その個人情報、いわゆるサンプルも含めてですね、その情報の破棄というものがどのように確認できるのかということがさっぱりわからない。そういうことが確認できないと困るわけですね。そうでないと本当に消えたんだらうかとわからないわけです。どっかで流用されるかもしれない。そういうことが起きる可能性もあるわけなので、そういう情報破棄の確認ができるシステムというものも必要ではないかと思うんですが、その辺についてどのようにお考えになるかですね、お願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） そうですね、これはメディカル情報ということですね、直接かかわっているのが大学の医学部の先生ということで、ただ世の中社会一般にいてさまざまな契約があるわけですね。不動産の売買があつてみたりですね、あと何か履行の契約があつてみたり、そういう世の中一般の行われているような契約の方式というものに準じて行えば少なくとも今のこの日本の社会の中での常識的な対応というのはできていくんじゃないかというふうに思うんです。今回今お話をお伺いしてますとね、その大学の先生が主におつくりになつて弁護士先生が余り入ってないのかなと、まあ入ってはいるんでしょうけれどもね。そういった問題がありますので、我々がそこに関与するということであれば法的にどうなのかと。弁護士先生の意見はどうなのかというふうなものも入れながら、そういう町と大学の協定、メガバンクとの協定というものをすべきだなというふうに今感じております。

あと、一旦入った情報がですね、それは当然大学のコンピューターのほうでデジタルデータとして入っていくわけなんで、それ末梢の確認はどうするのかということですが、これも一般的なことを考えれば専門家に言ってハードディスクの中身を確認してですね、すっかり末梢してあるのかどうかを確認すればいいだけなんで、そういった仕組みを、これは我々と大学の契約というよりは個人と大学との間の関係ということでありましょうけれども、その中で大学にそういった仕組みというんですか、そういったものをビルトインする、入れ込むというようなことで我々としては求めていくということになるのかなというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） もちろん個人とメガバンク機構ですね、メディカル・メガバンク機構、こことの契約という関係の中でこの問題、今お話した問題はなるかとは思いますが、住民の問題ですから、その辺については町が協力をして進めるということになっていくわけですから、十分に留意してやってほしいというふうに思うわけです。

それで今町長ね、大学等の、解析したデータは大学のコンピューターの中に入るんでしょうと、こういうお話をされたんですが、それももちろんなんですが、これはメガバンクなんです。メディカル・メガバンク、銀行ですよ。ですからね、いわゆる情報を蓄えた銀行、ですから銀行ですから貸し出しをするわけですね。いろんなところに貸し出すわけなんです。だから大学のコンピューターの中にだけ情報があるというものではないというふうにむしろ考えるべきだと。さまざまな研究機関あるいは企業にも、もしかすると貸し出しが行われる可能性があるわけです。

ですからね、そういう意味でいうと、この情報の抹消というのがどこまでやれるのかということというのは極めてこれもデリケートな問題含めてあるというふうに私は思ってるんです。ですから、この質問をさせていただいてる。そういう点ではですね、機構のいろいろなホームページの中を見ても貸し出し先が限定されてるというふうには見れないんですね。どこにでも貸せるんじゃないかと、もしかすると。そういうことだと今お話したようないろんな問題が発生をするということになりますので、やはり貸し出し先がきちんと特定できるということでの協定なりと同意書というものを私はつくっていく必要があるんでないかというふうに思っているんです。その辺について、どうでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君） メガバンク側としても個人情報でございますので、そういったところに何らの配慮もなく無制限に出すというのは、ちょっと私としては考えられないのかなと。当然そのところにフィルターをかけて個人が特定できないような形で出すというふうにするんじゃないかなというふうには思いますが、いずれその辺もメガバンク側にお話をお聞きして、もしか個人が特定できるような形でデータを出すというふうなことであれば、一体そういうのは許されるんでしょうかねというふうなことはお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 情報処理するときは名前でやるわけじゃなくて、当然数値化するので極めて高度な処理を多分すると思います、私も。ただ、今のコンピューターの時代ですから高度化しても追いつかない部分ってあると思うんですよ。例えば大学で持ってた情報ありますよね。DNAの30億個を超える塩基の配列のデータがあるわけでしょう。1個人であればね。このデータを、例えば病院でもどっかで採取して持ったと、これを一致をさせることは非常に簡単な作業にもしかするとなるかもしれないんですね。ですから、全く誰だかわからない検体がこっちに1つあると、だけど病院では個人データと結びついてると、そうす

るとこれはね、マッチングさせるのは非常に簡単な話になるかもしれない、そういうことなんですよね。ですから、この管理というのは極めて限定されたところで利用されていないと怪しいことになるのではないかということなので、貸し出し先の限定ということを求める必要があるんでないかと。どうでしょうかね、そういうふうにすべきだと思うんですが。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） どういった形で使われるのかについては、私わからないものですから、お話のようなことがあるのかもしれませんが、その辺はちょっと話を、相手方の話を聞いてですね、今言ったお話のことを頭の中に入れながら相手方の言うことを聞いて私は私なりに考え、また専門家がほかにいらっしゃるでしょうから、そういった専門家とか、あと法律の専門家とかの話も疑義ある場合には聞いてみた上での対応をしていくと、そういうふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） せっかく私質問をですね、1週間も前に出してやってるのに、ほとんど勉強してこないと、これはちょっとどうなのかなというのは思いますね。私さっき言ったようにホームページにアクセスすればこういうものだというのは相当数のものが出てまいります。他の自治体も七ヶ浜と東松島では実施してるんですよと、私、質問で書いて出してるんですよ。そこに情報提供求めれば情報も入ります。それで町長言わんとしてることもわかりますよ、私ね。そんなこと言ったってそんなに簡単なものじゃないでしょうと。相手の話も聞かなくちゃわかんないよというのはわかります。しかしもう少しね、質問書を出した時点で研究することは可能だったんじゃないかというふうに思うんですが、ちょっとどうなんでしょうかね。その辺について、私は非常に疑問なんです、前の質問でもそう感じたんです、私。もう少し勉強してきてほしいなと。きょうはね、またそういうふうに思ったんで言わせていただきましたけれども、いろいろお仕事いっぱいあって質問が次々とあってですね、あんただけというわけにはいかないよというのもあるかもしれませんけれども、やはりもう少しそういう点では、この質問に真剣に私は向き合ってほしいなと思うんですが、まずちょっと質問の趣旨から離れますけれども、その辺いかなうものでしょうかね。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） どういうところと協定を結んでるというようなことは情報として入ってまして、その案文について、あんた見たのかということについては、正直申し上げまして中身詳しく見てないので、これは申しわけなかったなというふうに思います。今後研究してか

ら臨むようにしたいとは思いますが、ただ私が今わからないから云々というふうな話をしたのは、そういった事前の情報でわかる範囲ではなくて、仕組みがどういうものなのか、それから一般的に危険性がどんなものなのか、危険性に対してどういうふうに対処するのかという点について、事柄としてわからないのはわからないと、確認すべきは確認するというふうに申し上げたつもりでございますので、誤解のないようにお願いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。それで今とにかく遺伝子情報に基づく商売というんすかね、盛んにやられてますよね。例えばヤフー何とかってあるんですよ。クリックするとあなたの健康状態がこれを見るとわかりますよとか、それから I G B だったか I B G だったか忘れましたけれども、そういう企業なんかは遺伝子情報であなたの子供の能力を検査してやりますよと、そしてあなたの子供さんの能力は運動能力が長けているからそっちで高めてくださいとか、あるんですよ、もうそういうのが。ですから遺伝子産業というのはこれからの多分成長産業になるんだと思うんです。その点でね、遺伝子研究するというのは非常に企業的にも力が入る分野だろうと私は思います。だからこそなおさらね、そういうものが個人情報としての遺伝子情報が外部に流れていったときに困る事態が起きるということも考えられるのではないかというふうに思っているわけで、きちんとですね、そういう点では遺伝子情報の保護管理というものがされるようにされていかなければならないというふうに思っているわけです。

もう30分過ぎましたので、5番目のところの質問なんですけど、言ってみれば被災者の生活再建ということに、この事業が直接的に寄与する事業ではないというふうに私は思うわけですが、残念ながらこのメディカル・メガバンク事業に対してですね、復興予算500億円以上という金額の予算が充てられて進められようとしているわけでありまして。これはまさしくこの際ですね、震災の惨事に便乗して遺伝情報も収集をしまおうじゃないかと。大学から派遣のお医者さんが被災地に行っているいろいろ健診したり健康診断してあげるわけですよ。で、この際だからちょっと協力してくださいと、こうなるとですね、やっぱりお医者さんの立場が強くて被災者の立場が弱いという関係になる。そうするとやっぱりまあせっかく協力して来ていただいているのに協力しないわけにいかないかと、言ってみればこういう便乗商法というか、便乗研究といいますかね、こういうことになるのではないかというふうに思うわけでありまして。こういうやり方というのはですね、ヘルシンキ宣言というものに反しているのではないかというふうな意見もあります。ヘルシンキ宣言では、この序文の中で、序文が大

体10項目あるんですが、序文Aというんですが、Aの序文ですね、例えば6項目の中で人間を対象とする医学研究においては個々の被験者ですね、研究被験者の福祉が他の全ての利益よりも優先されなければならないといったようなことが書いてあったりですね、それからBの全ての医学研究のための諸原則ということの中にはですね、17項目目に、不利益な立場または脆弱な人々あるいは地域社会を対象とする医学研究は、研究がその集団または地域の健康上の必要性と優先事項に応えるものであり、かつその集団または地域が研究結果から利益を得る可能性がある場合に限り正当化されると、こんなふうに書いてあります。

果たしてですね、今回のこのコホートが直接被災者に対して利益を与えるものになっているのかどうかというふうに思うわけです。そうしますと、私は決してこれが直接的な被災者に対する利益とは考えづらい。まさしくこれはヘルシンキ宣言に反する内容ではないかというふうに思うんですが、その辺についての見解もですね、お聞きをしておきたいというふうに思うわけであります。

そして、例えばこういったものに関連して国連のユネスコの総会では「ヒト遺伝データに関する国際宣言」というようなこともちゃんと挙げられているわけですね。こういうものを研究するときはこういうことにちゃんと気をつけてやりなさいよということが出されております。

例えば、この中で第1条では目的と範囲ということがうたわれております。この宣言の目的はヒトの遺伝データ、ヒトのタンパク質データ、そしてこれらが由来する生物学的資料の収集・処理・使用及び保管に関して平等・公正・連帯を保ちつつ同時に研究の自由を含む思想と表現の自由に当然の敬意を払い、人間の尊厳の尊重を保障し、人権と基本的自由を保護すること。これらの問題における法律や政策の立案に関して各国への指針となるべき原則を設計すること。そして、関係する機関や個人を対象としたこの分野における正しい業務遂行のためのガイドラインの基礎づくりをすることである、ということで各国にですね、この目的と範囲に沿って、言ってみれば法律などもつくって対応しなさいよということを求めているわけですが、残念ながら日本では先ほども言いましたように法律ができていないという状況であります。

そして、この第3条の中ではこんなこともいってます。人の個性ということについて、人間はそれぞれに特徴ある遺伝学的構成をもっている。しかしながら、人間の個性は遺伝学的特定に限定されるべきではない。なぜならばそれは複雑な教育的・環境的・そして個人的な要素を含み、さらに他者との感情的な・社会的な・精神的な、そして文化的な結合を含み、そ

して自由の広がりの意味するからである、というようなこともこの中に規定してですね、人間の尊厳、個人の尊厳というものの大事さというようなことも書いております。

4条も読んでもいいんですが、ぜひ後4条も読んでください。非常にヒトの遺伝データにかかわるものをどう取り扱うべきなのかということについて書かれておりますので、ぜひ読んでいただきたいと思うんですが、こういう国際的な個人の遺伝情報等にかかわる、あるいは医学的な倫理規定程にかかわるものと今回のやり方というのは、非常に相反する内容も持っているのではないかというふうに思うんですが、町長は、その辺についてどのように考えておられるか。そして、法制度の整備、これをやっぱり国等に当然求めるべきであるし、国でなかなかできないのであれば町としての少なくとも個人情報保護の保護条例ですね、こういうものなどもつくって対応がしっかりできるというような条件の整備もしていく必要があるのではないかと思いますので、その辺についての見解をお伺いをしておきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 復興予算500億という点ではですね、私も「えっ」というふうに思うところがあります。全面的に思うわけではないですけどもね。どうも国のほうでは、この復興に絡んでさまざまな各省庁の縄張り争いといいますか、予算の分捕り合戦の中で何かうまくやられてる部分があるのではないかと。もっと震災直接の復興のためにもっと出していたきたいというふうなことで思っておりますし、またそういう話も我々首長のほうでも自治体のほうからも出しております。

ただ、個々の部分について、それでは震災でいわばみんな困ってるときにわぁと来て、ごましてやってるのではないかというふうなニュアンスがちょっと感じられたんですが、必ずしも私はそうは思わなくてですね、この遺伝子情報というのは確かにこの地域のこの方たちのためというわけではないんですが、一人一人にとってみれば有益な情報ということもありますし、またコホート情報ということで世代間になったときに個人、その遺伝子を持った方々が医学的なメリットを受けられる余地はあるわけですので、必ずしもそうでもないというようなことで思っております。

あと、遺伝子の情報ないしは遺伝子の操作といいますか、遺伝子に対する対応というのが今後医学の面ではメインになっていくというのがあるのかなというふうに思っております。例えばがんにしても遺伝子と密接にかかわっているわけですし、ゲノム情報の中でのどこの場所にあるとか、こういった機能を持つのかというのは、もっともっと解明されることでが

んなり何なりの対処法というのが出てくるというふうに思いますので、これはやっぱり必要な、人類にとって必要だというふうに思います。

ただですね、同じ話は何回もなりますが、極めてデリケートな話もありますし、人間はほとんど遺伝子的には変わらないわけですね。チンパンジーと3%ぐらいしか変わってないということです、人間同士であればほとんど変わらないわけです。ある一面ではそういったものがあります。それに対して今度は環境で変わっていくと、そして個性ができ上がっていくと、それもお話のとおりでございますので、人間の個性というものを重要視しながら一人一人人間生きていくわけですから、重要視しながら考えていなければならないし、そういう意味では理念的には先ほどお話が出たいろんな宣言とか、確かに人類としては格調高い表現したなというふうに思いますが、考えてみれば当たり前の話なんでございまして、そういったことを当たり前の生活の中で生かすということで、今度は町の個人情報保護条例ということにいくわけですが、それについては取り組んでいくというふうに考えておりますので、皆様方の個人情報を、しっかりと末端の行政としてできることとして守っていくということはやっていきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 遺伝子研究の有用性を私はだから最初から否定はするつもりはない。ただね、言ってることはヘルシンキ宣言、Bのほうの17条、先ほど読み上げましたけれども、不利益な立場または脆弱な人々あるいは地域社会を対象とする医学研究は研究がその集団または地域の健康上の必要性を最優先事項に応えるものであり、かつその集団または地域が研究結果から利益を得る可能性がある場合に限り正当化されると、こういってるわけね。ないでしょう、これ。むしろある意味押しつけという条件の中で同意を求められると、こういう関係になっているので、私はヘルシンキ宣言、これとの関係では非常に乖離した状況が生まれているんじゃないかというふうに申し上げてるんですよ。

ですから、そういう点では、やはりもっとももっとこの機構の事業の進め方も含めてやられ方というのは、否定してるでしょう。コホート研究なんていうのはほかでもいっぱいやってるんですから。ただ、今回のほかよりもちっと規模が大きくて被災地という特性をもってやられてるというところが問題なんです。そういう意味でどうなのかと。本当に個人が自由意思に基づいて自己判断をしているということが言えるのかどうかということが問われていると思うので質問をさせていただいているし、ぜひそういう意味では、こういう中で個人の言ってみれば情報がしっかり守られる、あるいは差別・偏見というものが取り除かれる

ということが保証されるようにさまざまな協定であるとか同意書をつくる上での作業を、ぜひ町長にはしていただきたいと再度お願いを申し上げておきたいというふうに思います。

この点につきましては、これぐらいにさせていただきたいというふうに思います。

それから、2点目になるわけですが、2点目につきましては、特別養護老人ホームの建設についてということで質問をさせていただくということにしているわけですが、国立社会保障人口問題研究所というところが独立行政法人なんでしょうけれども、あるわけですが、日本における高齢者の人口と今後いわゆる団塊の世代——昭和22年から昭和24年に生まれた人が65歳以上になる平成27年には3,395万人になると。団塊の世代が75歳以上となる12年後の平成37年には3,657万人に達するというふうに見込まれていると。その後ピークが下がっていくと。その後ピークは、ピークが30年後ですね、今から。平成54年にピークになって、その後下がっていくと、こんなふうに推計をされているわけでありまして、こうしたことから、今後ますます介護サービス等の需要増加が考えられるということになるわけでありまして、高齢者が安心して生活を送れるようにさまざまな福祉サービスを充実をさせていくということはまさに私は行政の責任であるというふうに考えるものであります。

このようなことを踏まえ、この間何度も特別養護老人ホームの建設あるいは増設ということも質問をさせていただいておりますが、22年の3月議会では西村副町長が特別養護老人ホームの建設等については県全体で、県のほうで、その整備目標を定めているということから町だけの判断では非常に難しいところがあるんだと。なおかつ施設をふやせば給付がふえたりして財政的にも大変なんだと、こういうお話がありました。それで特養ホームの建設は難しいと、こういうことがありました。その後の質問は23年か4年だったと思いますが、介護保険計画の見直しについて質問した際に特養ホームの建設計画はないのかということでお聞きをいたしまして、阿部課長さんのほうからでしたか、隣接する利府町や大郷町に新たに特養ホームが建設されるということで施設入所待機者の減少を期待しているんだといったような答弁をいただいているわけでありまして。

県の長寿社会政策課、ここのホームページの中に、県のホームページの中に政策課のページがありまして特養ホームの入所状況というのを見ますと、松島の長松苑の入所希望者は4年前の平成21年の5月1日現在が入所希望者が338人で、ことしの5月1日現在では399人ということで差し引き79人の増加ということになっております。県全体では23年の7月現在で、質問書にはたしか「1万3,000」と書いたんでちょっと間違ってたと思うんですが、1万2,000人を超える待機者がいるというふうにいわれております。この4年間で大体、長寿社会政策

課の出してる表から計算しますと4年間で2,290床ぐらいベット数がふえてるというふうに考えられるんですが、それにしても圧倒的な入所希望者の多さということで、なかなか待機者の解消にはほど遠いという状況になっているかと思います。

これについても、やっぱり待機者の解消というのは行政の責任として当然行っていかなければならないというふうに思いまして質問をさせていただきたいと思うんですが、まず第一に挙げましたのは在宅介護の支援などいろいろあるわけですね。例えば、本町におきましては老人デイサービスセンターの一般型、それから老人デイサービスセンターの認知症型とありますし、特別養護老人ホーム1カ所当然あります。それから、軽費老人ホームはなくて軽費老人ホームケアハウスが1カ所あると、こういうことであります。それから、認知症高齢者グループホームも2カ所ございます。それから介護老人保健施設1カ所、指定介護療養型医療機関が1カ所というような、こういう施設をもって在宅介護の支援をさまざまに行いながら、きのう、おとといでしたか、どのぐらい対策、研究に認知症、ぼけないでやれるようにやってんだと、質問にいろいろやってますよと課長さんもお答えになってました。いろいろやって松島は介護保険でもほかよりは少しは安く設定できてるんですよと、こういうお話もあったかと思いますが、にもかかわらず特養ホーム入所の希望が一向に減らないという状況があるわけでありまして、その要因についてどのように考えておられるのかということをお聞きをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君） このご質問でございますが、やはり該当する高齢者がふえてるというか、そのところが根底にあるのではないかなというふうに思います。

それと、あと長松苑で入所希望者が多いということなんですが、これはどうも長松苑ってお値段が安いらしいんですよ。ですから、ほかと比べても長松苑を希望する方がすごく多いらしいんです。あと、その他いろいろ理由はあろうかとは思いますが、実は私のところでもちょっとそういった問題が家庭的にありまして、何で在宅がいろいろサービスあるのにということなんですけれども、これも個々人のご家庭の事情あろうかとは思いますが、在宅という誰かいなくちゃならないというようなことがあったり、そうするとみんな働きに出たりなんかする場合にはなかなかそれも難しいというようなこととか、さまざまな事情がありますし、また各家庭の中でみんな働きに行く状況というのは、これまた社会情勢を反映したようなものがありますので、そういったところは在宅ではなくてこういう施設に希望がふえるというこの理由かなというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 非常にお話にありましたように、もちろん高齢者がふえているということと、やはりその他の施設に比べて特養ホームは入所の費用は若干低いということなどもあって、それぞれの家庭、世帯での所得の問題も含めて少しでも安いところにと、費用のかからないところにとというのが私は大きな原因としてやっぱりあるのかなというふうに思っています。ですから現状、例えば老人保健施設に入所されてても、老人保健施設ということになれば、これは大体3カ月に1回はそろそろ出てくださいよと。あと1カ月いさせてくださいと。1カ月延びれば、いやそろそろ出てくださいと、こういう形になるわけですから、次の行き場所を探さなくちゃいけない、こういうことになるわけですね。そうすると、その次に行く場所をどうするのかということになったときは、やっぱり安いところに何とか入れないかと、こういうことになるわけで、特養が安いから特養の申し込みが当然ふえると、こういうことになると思います。町長の答弁、そのとおりだと思うんです。ですから、私はそういう意味では特養ホームというものをふやしていくということが本当に大事だと思って毎年度、地震あったのでここ2年ぐらいしてませんけれども、毎年度のようにこの問題をお話しさせていただいてるわけです。

それでね、特養ホームですから実際上は要介護1から入れるわけですね。実際のところ長松園で要介護度1の人は何人いるのか。あるいはいわゆる優先順位をつけて入所をさせているわけですから、優先度の高い人は何人ぐらいいるのかというのはわかりますか。松島における長松園でいいですから、その辺の内容がもしわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） それでは、数字の確認もございますので、ここで休憩をとりたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、休憩をとります。再開を11時10分といたします。

午前10時57分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

一般質問の質疑を続けます。今野議員の質疑に対して答弁から入ります。

先ほどの数字の確認ですが、本間健康長寿課長。

○健康長寿課長（本間澄江君） 長松苑に入所されている方の介護度なんですけれども、全体の数字、入所者全員の数字は把握しておりません。

ただ、松島から入所されている方なのですが、介護１の方が２人、介護２が１人、介護３と介護４が５人ずつで、介護５が１人、計14名でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） そうですか、いろいろあると思うんですが、これ今お聞きしますと３と４が５人ずついて、介護度５が１人ということで、松島から入所されている方が14名ということですから11人、14人のうち11名が３以上の方ということで、多分先ほど優先度の高い人は何人いますかということも聞いたんですが、待機者の中にね。聞いたつもりだったんですが、そこも多分わからないと思うんですが、今、優先度の高い人が待機者の圧倒的多数なんだろうなというふうに思うんですが、その辺について、もしわかれば、あるいはわからなければ感想でもいいので、どのように感じておられますか。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長（本間澄江君） 現在の待機者につきましては、やっぱり介護３、４、５の方が多い状態ではあります。介護３以上で在宅にいらっしゃる方で申し込んでの方が10名いらっしゃいまして、介護５が３、介護４が３、介護３が４ということで、重い方でも在宅にいらっしゃるという現状ではあります。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） そういう状況で先ほども言いましたけれども、これは入所希望者がダブって県の統計にいますので大変数が多くなるという状況にはなっているわけですが、ただ県全体としてみれば昨年の、おとしですか、23年の７月現在で１万2,000人を超える待機者という状況。その中のかなりの部分、多分8,000人ぐらいの方はすぐにでも入所しなければならない、させなければならないというような状況の人たちが待っているということだと思うんですね。ところが残念ながら施設のほうを追いつかないということで入所待ちをせざるを得ないという状況になっているわけであります。

これ、２番目の質問は４番目ともかかわりますが、４番目のほうはまた別に考えていただいて、まず今のような状況で早急に今後のことを考えれば特別養護老人ホームの建設あるいは増床、ベット数をふやすという対策をとっていく必要があるというふうに思うんですが、その辺の認識については、多分町長も同じだというふうに言っただけとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに今野議員さんが質問された中で解消に向けてどうかとなれば、

ストレートに建設すべきというのが一番の解消の方法なのかなと思いますけれども、介護保険料とか、そういう行政のほうでも介護保険の関連もあるということもありますし、じゃ今ある施設をふやしたらと、増築したらということもありますけれども、そこはその施設の考えもあるということなので、非常に現実にはすぐ実現できるかというところ非常に難しいところがあります。

ただ、解消方法として考える1つの手だてとしては、やっぱり建設なのかなとは思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 必要だという認識は、だから一致はするわけですね。ただ、この施設をつくることによって給付がふえて保険料も上がるかもしれないと、それから町の財政としても出さなくちゃいけない部分がふえるんじゃないかと、こういうことが懸念されるということなんですが、しかしこの介護保険は保険ですから、当然希望する給付を受けたいと皆さん思ってると思うんですね。毎月毎月4,000円を超える、平均して4,000円を超える保険料を支払っていらっしゃるわけですから、何とかそういう保険制度に見合った対応をしてもらえないのかというふうに思っていると思うんです。そういう点で希望するサービスを利用できないという状況になるということなわけですね。待機者になってると。特別養護老人ホームに入りたいと思っても入れないと、これはまさしく保険制度があつて介護なしと、こういえる状況になっているかと思うんですが、こういう事態について町長は、どうお考えになるのか。この事態解消のためにどうすべきと考えているのか。その辺についてのお考えがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君） いわゆる保険というものについて、なかなかこれもまた難しいところがありまして、保険でございますので掛金があつて、掛金のトータルでもって総額を対象者に支払うというふうな、これ本質的な、構造的なところですね。そうすると、給付が必要な部分について、そのこのところの分子といいますか、そういったものがふえるということは、当然分母がふえないと仕組みとして成り立っていかないということもありますので、この辺が現実の問題として極めてその構造を成り立たせるのを難しくしている理由なというふうに思っています。

そういう中で、しからば行政としては何もしないでいいのかというと、それはそうではないわけですので、何とかいろんな手だてを講ずることで、できるだけ皆さん方に保険制度を享

受していただくということでは理念としては考えておりますので、そのところは日々の行政の仕組みの中、それから一步一步の改良ということの中で対応せざるを得ないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 言ってみれば玉虫色の答えだねといたいんですね。やっぱり現実介護すべき人を抱えている世帯、あるいはどうしても仕事も含めていろんな施設にやっぱり介護すべき人を入れないと世帯が回っていかない、その家庭がうまくいかないという状況というのは出てくると思うんですね。これは町長も同じだと思います。そういう中で特養ホームに入りたくとも入れない、これは特別に介護される人が悪いわけでも何でもないんですね。これは責任はどこにあるかといったら、やっぱりこれは行政の責任なんです。政治の責任ですよ。やっぱり国であり県でありこの町、市町村、ここにおける福祉に対する姿勢の問題としてやっぱり問われている内容だと思うんですよ。制度つくってもそういう介護、さまざまな介護サービスを、希望に応えられないという責任というのは行政側にあるんだという、その認識をしっかりと行政側が持つということが大事だと思うんです。いたし方ないということでは何にも解決しないわけですから、その責任を行政がしっかりと感じるのかどうかということが問われているというふうに思うんです。

それで、今度は安倍さんが今総理大臣になって政権交代前に6月の、去年の6月の18日でしたかね、3党合意やって社会保障の改革しますよと、税と社会保障の一体改革でやりますよと、消費税を上げて社会保障よくするんですよとやったわけでしょう。本当にそれでよくなるのかと。今度5%上げたら13.5兆円の税収がふえるといわれているのに社会保障はますます削減していきますよという話になってきてる。じゃ何で消費税上げたんだと、こういうことになると思うんですね。全く政治はどこにも責任を果たしてないと、こういうふうに私は思うんです。結局去年の6月18日の3党合意の中では消費税は社会保障にやるよと、社会保障は消費税でやることにしよう、足りなくなったら消費税税率上げればいんだから、残った一般財源はこれまで社会保障につけてきた分も削減して余ってるんだからどんどん公共事業、震災もあるしつけていったらいいんじゃないかというのがあのときのお話だと。公明党さんは100兆円、10年間で100兆円だと、自民党さんは10年間で200兆円だと、これやっていこうじゃないかといって始まったのが今の政治ですよ。それじゃね、全くうそじゃないですか。消費税上げて社会保障よくなりませんよ、このままいくと。そして待機者の解消も行われないう、こういうことになってるんじゃないかというふうに私は思うんですが、

その辺の行政の責任というものについて、先ほども介護制度、何とかいろいろといろんな形で享受はしていただきたいんだと、こういう答弁でありましたけれども、本当に行政の責任としてどう感じておられるのかと、本気になってこの待機者解消のために特養ホーム建設しなくちゃいけないと考えてるのかどうか。

私、22年のときに質問したとき、あのときは宮城県が予算を確保して、幾らでしたか、2,000億でしたか、確保して県内でベット数ふやしましょうってやったわけでしょう。そしてその結果としてたしか2,200床ぐらいベット数ふえました。だけどそれでもまだ足りない、そのときに私は松島町でもこの制度にのっかって特養ホームを建設したらいいんじゃないですかって言った。残念ながら先ほど言いましたように西村副町長さんが、同じ答弁です、今とね。ほぼ。いうことをされていると。何も進歩ないんです。ですから、この問題については。これは住民の期待に応えるという姿勢ではないと思うんですが、もう1回ですね、その辺について行政の責任という自覚、どういうふうに持っておられるのかということをお聞きをしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君） まず、国家レベルのお話につきましてお話あったわけですが、それについては、私は自治体の首長でございますので、個人的な思いもあつたりはしますが、それは国家レベルで決まった枠組みの中で、そして福祉の制度設計、個々の制度設計についていい点・悪い点ということはあるかなと思いますけれども、私どもとしてはその枠組みの中でやっていくということでございますので、そこについてはご理解いただきたいというふうに思います。

それと、福祉行政について行政の役割は何なのかということでございますが、これはこれまで戦後数十年かかって福祉行政という、前は福祉は一体行政側の仕事なのかなというふうな部分からスタートしてここまで来てるということでございますので、長い時間の流れの中で実現できることを実現してきたということなんだと思うんですよ。当然今の行政の課題として福祉施策について正面から取り組んでいくということは必要かというふうに思っております。

ただ、それは今の与えられた条件の中でという話になりますので、例えば特養ホームがあればいいです。それを町の金で、じゃぼんぼんつくりますかと、そして保険料は据え置きということは現実的には不可能でございますので、そういう状況の中で町として、また二市三町として、まあ県も入れてですね、できるだけ取り組んでいきたいと。

また、各施設、民間の施設を誘致するにしてもですね、それが例えば料金が高いとなかなか入る人もいないとかっていうふうな、そういう現実もありますので、そういった現場構成もしつつ、できるだけ一步一步前に進んでいきたいというふうに思っていると、そういうことでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 言ってみれば制度の枠組みの中でやらざるを得ないので仕方がないと、こういうお話だというふうに受けとめます。仕方がないというのはですね、私は副町長以下の官僚の仕事だと思うんですね。町長はやっぱり官僚ではなくて政治家だと思うんです。私は。その意味では今の制度の枠組みをやっぱり住民のためにどうやって打ち破るのかということを考えるということが必要なんではないかというふうに思うんですね。ですから、ぜひそこも含めて答弁していただきたかったなと。

わかりますよ、私は。枠組みの中でやらなくていけないのは。だけれども住民の期待に応えられない制度であれば、その枠組みをどうやって乗り越えて住民の期待に応えるのかという仕事をするのが町長なのではないかというふうに思うので、ぜひそういう取り組みをしていただきたい。そういう点ではどんどん住民の気持ちを携えて宮城県でも国でも行っていただいて、そういう仕事をしていただきたい。あんたたちやってんのおかしいんじゃないかと言ってみたらいいんじゃないかと、こう思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 再答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君） そのとおりなところもありますので、自治体の立場、末端の基礎自治体の立場から県や国なりにいろんな機会で、これだけでない、いろんな項目もありますので、そういったものも含めて言っていきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） いろんなことを行政というか町はやっているわけで、さまざまな課題があるのはもちろんわかります、私も。しかし、やっぱり町がやるべきこと、地方自治体がまずやるべきこと、これは福祉の仕事、まずここをきちんとすることが住民の生活の安定にとっても大事なことで、町がそういう住民の生活の安定を踏まえて発展をするということが大事ではないかということを申し上げておきたいと思います。

だんだん時間なくなってきますので、次に移りますけれども、それできのうでしたかね、そうですね。千賀ノ浦の今理事長ですかね、されてるーーーーが来ておりました、傍聴に。私、特養ホームの建設はということで一般質問するんですが、していいですかとお聞きをしまし

た。そしたら、どうぞしてくださいと。それでぜひ、理事長さんも土地も余ってるんでぜひ無償で、土地は無償で、そして建設をしていただくとありがたいと、こういうお話もされておりました。やっぱり施設の管理運営されてる方々も含めて必要性は認めてるんだと思うんですね。ですから、私は非常に解消に向けた取り組みというのは大事だと思っているわけなんです。今現在介護保険の計画、第5期の計画ということで、24、25、26と、この3年間で第5期計画、27年度からは第6期の計画に入ることになるわけですが、この計画に入れていかないと進まないわけです。いずれにしても、何をやろうと思っても計画に入らないからやれませんか、こうなるわけですね。そうしますと、この計画にまずじゃ特養ホーム建設の項目を入れるのか入れないのかということになってくるかと思いますので、そういう点では多くの皆さんがもう少し特養ホームなど料金、費用も安い施設をふやしてくれたらいいのになというふうに思っていると思いますし、待機者も先ほどお話ししたようにいるわけですから、こういうものの解消のために介護保険の計画の中に建設計画というものを入れていく必要があるんでないかというふうに思います。これはこういった種類でさせるかということももちろんあると思います。いわゆる50床以上でしたっけ、いわゆる広域型といわれるある程度大きい施設のやり方で考えるのか、それとも29床以下ですか、地域密着型というのもあるでしょうし、やり方はいろいろあるんだろうと思います。

いずれにしてもですね、そういうベット数を町内にふやしていくということが大事だと思うんです。今お聞きしたところでは長松苑に入ってる町内の方は14人ですか5人ですか、というお話でしたね。できれば地元の近い施設に皆さん入りたいと、こう思っていらっしゃると思うんですね。そういう意味では広域型だといろんなところから来ますからなかなか調整するのが大変だということがありますけれども、地域密着型だと地元の方優先で多分たしか入れられるのではないかというふうに思いますので、まずそういったことも含めていろいろ考えていただいて、建設であれ増床であれ考えていただきたいと、計画の中に盛り込んでいただきたいと、こう思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 先ほどの話とダブることもあると思うんですけれども、まず介護保険制度そのものが国、県、町それぞれの責任ということがありますけれども、その制度そのものが町単独で耐えられるかと、進められるかという問題もこの中にあるのかなと思います。

じゃ、あの特養の建設を次の第6期の中で入れていくかということ、町単独ではやっぱり耐えられないのかなと。無理なのかと思いますので、広域ということで前回も答弁してると思

うんですけれども、二市三町の中で検討しながら進めていきたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） そうですね、毎回毎回同じ答えも大変もらってるんで、私も答え覚えてしまうんですが、中長期的に検討しますと言ってんですよ、前も。中長期的っていつまでなんだかわかりませんが、検討してるんですか、本当に。結局は費用かかるからやらないという話になってるわけです。二市三町でどれぐらい話されたんですか、じゃこの問題について。いかがですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） どのような内容ということで今まで全然してないんじゃないかということではなくてですね、こういういろいろな話の中で今回利府にできましたけれども、そういう形で利府に建設というのが今の実績というか、経過でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 利府に建設というのは今度の民間ですか、4月1日からか何か開設したやつのことを言ってるんですか。それともその前のやつのことを言ってるんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。はい、わかる人。本間健康長寿課長。

○健康長寿課長（本間澄江君） 今回葉山にできました壱ノ町でございますが、これは広域型ということで二市三町話し合いのもとに利府町さんのほうが県のほうに補助金のほうを申請しまして建設した施設となっております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） まずそこで終わって、先ほども言いました、しかし解消してないと、こういうことでしょうか。やっぱりできれば地元の施設に入りたいというのは多くの皆さんのね、思いだと思うんですよ、私は。そういう意味でも、もう少し松島町でもまたふやしても一向に構わないわけですよ。もちろんいろいろとそれは機関ね、行政機関同士の調整とかあるとは思いますが、その広域型でもいいんですが、さらに進める話というのはないんですか。ことし4月1日に1件民間でやりましたと。その後はないんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。高平副町長。

○副町長（高平功悦君） じゃ今後ということがあろうかと思いますが、今現在利府の話しましたけれども、その後はじゃこれからどうというのは具体的には話はしておりません。

ただ、実際松島だけでなく、どこの自治体でも足りない。待機者が多いということがありますので、それは実際今後話し合いの場で、どのようにしていくかということは進めてい

くということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） そろそろ時間になってきましたのでね、やめますけれども、宮城県知事も被災した施設もあるし、これからの待機者まだまだいるので施設整備は当然していかなければならないだろうというふうに考えているようでございますから、ぜひですね、県知事がそういうふうに思ってる間に事を進めるということが非常に大事だというふうに思います。そういう点では、早急に二市三町でやるというんであれば二市三町の中で再度話し合いをまたしていただいて、できれば二市三町の中でまた特養ホームの建設なり増床ができるようなお話し合いをしてほしいと。松島町は土地があるんですから。うちのほうでやっていいよと。多賀城とか塩釜とか七ヶ浜、賃貸料取ってんでしょう、土地の。松島は取ってないんですから、来やすいわけですから、そういう意味では千賀ノ浦なんか喜ぶんじゃないですかね。会長さんもいいよって言ってましたから、そういう方向で考えていけたら最高に落ちつく場所としてはいいんじゃないかというふうに思うんですが、そういうことで進めていただきたいと。お話し合いもしていただきたと思うんですが、このことを最後にお聞きをして質問を終わりにしたいと思いますので、いい回答をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 賃貸料のことはですね、当然松島のやり方が誘致の仕方です正しいとは思っております。ほかのところが逆に何で取るのかなと思います。

あと、介護保険、前回見直しのときにも宮城県で基金があつて、それを当然特例的に取り崩して建てるということがありましたけれども、今の状況を見るとやっぱり同じような方向にならざるを得ないのかなと。県としてもですね、何百億だか何千億貯金あると。あれを、基金を取り崩すという流れもありますし、先ほど今野議員さんが言われた二市三町でもそういう形で、松島に建てるかどうかは別にしてもそういう話し合いは進めていくということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 松島が一番条件が最初に整う町だというふうに私は思うんですね。ぜひそういう方向で、できれば松島に早く特養ホームが実現できるように努力を重ねていただくことをお願いをして質問を終わりたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員の一般質問が終わりました。

続きまして、9番尾口慶悦議員、登壇願います。

〔9番 尾口慶悦君 登壇〕

○9番（尾口慶悦君） 9番尾口であります。質問は1点であります、大規模の建築物の耐震診断が義務づけられたが、本町内の対応はどうなっているかと、こいな質問事項で書いてるわけですが、この耐震改修促進法という法律そのものはですね、阪神淡路大震災を契機にして耐震改修を促進させるために平成7年に施行されたわけであります。そして、新潟県中越地震がありまして、その後に法改正が行われて全国の建築物の耐震化率を平成10年の推計値である75%から、今度は平成27年には90%まで引き上げると、こういうふうな目標値が設定された。

今回の改正の特に大きなものは、5,000平米、1,512坪になるんですか、以上の旧耐震基準建築物で不特定多数の者が利用する病院とか店舗、旅館などが対象になるわけでありまして、27年までに耐震診断が義務づけられたわけであります。結果、その結果をですね、所管の行政庁に報告しなければならないと、こういうふうな義務づけがあるわけであります。この改正法はですね、ことしの5月29日に公布されまして、6カ月以内に施行されるということでありますから、まだ施行されていない。こういうふうな状況だと思うわけですが、もう2年しかなくて診断すんのにも相当の金額が必要となると。そして、さらには診断結果を所管行政庁に報告することによって必ず診断結果に基づいて改修工事をしなければならなくなると。そういうふうなことになると思いますと、ホテル、旅館の経営は現在でも大変な状況にあんのに、さらに追い打ちをかけるようになってしまつて廃業を余儀なくされる施設も出てくるのではないかと、こいな心配があるというふうなことが6月10日のテレビに放映されたわけであります。

そして、そのときはですね、熱海のやつが出てきたわけですが、診断にも何千万とかかると。ましてや、その診断結果が出てこういうふうなところが耐震基準に合致してないよと、こいなことになれば何十億かかるだろうと。これではもう大変だと、こういうふうなことが出てたわけですが、さらにきょうの業界紙にですね、耐震改修促進法の改正のやつが出てるんだそうですが、そういうふうなことで今大変問題になっていると、そういうふうな施設を所有してる人にですね。

そこで、本町内のホテル、旅館でこういうふうなものに該当するものがあるのかどうか。この耐震改修促進法という法律は、さっき、今言いましたように平成7年に出てるわけですから、当然その法律は生きてるわけでありまして幾らか調査をされてるのかと思うわけですが、そいな建物があるかどうかお聞きをしておきたいわけであります。

○議長（櫻井公一君） 答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君） この新しくできた法律ですね、おっしゃるように多くの問題を含んでいるというふうに私も思います。全体の流れとしては、神戸の大震災を受けて建築物の耐震化を図っていかなければいかんということで、まず最初住宅について取り組まれてきたわけですね。住宅であれば個々の持ち主の方、それは規模も小さいわけですので、皆さん方の安全のためにぜひやってくださいねというようなことでこれまできてるわけですね。恐らく国の担当部局ないしは政策としては、住宅がある程度方向性出てきたんで、じゃ特殊建築物のほうに手を広げたらいいんじゃないかというようなことでこの法律出てきたんだろというふうに思うんです。

ちなみに、この特殊建築物というのは建築基準法上の用語でございまして、不特定多数の方々が出入りする、利用するもので、その用途の特殊性からしてさまざまな制約、例えば消防法の規制であるとか、あと防火区画の問題とか、そういった問題について特別に定めているわけですが、そういったものにまでいこうという理念先行型だったのかなというふうに思います。これはつくる段階でいろいろ専門家の先生方も議論したようでございますけれども、その費用負担が大きいとか、あと耐震化の必要性について、例えばですね、新耐震基準でなければ絶対建物は壊れるかということと必ずしもそうでもない部分がありますし、また建物の規模、地震の規模とか、あと地盤の状況なんかにもよりますので、がちがちなものにしてやって果たして大丈夫なのかというふうな議論もあったように聞いているわけですが、そういった中で6カ月以内に法が施行されているということだと、実際の施行令、政令の中でどういうふうなことを決めていくのか。また、省令とかそういった下のほうのルールの中でどういうふうに決めていくのかについては、若干不透明なところが、若干以上に不透明なところがあるんじゃないかなというふうに私も思っているところでございます。

というところで全体の概要について考え方を、経過を説明させていただきましてですね、ご質問にお答えしたいと思うんですけれども、町内のホテルですね、大規模なものとなると。そうすると5,000平米以上のものであれば何軒かあるわけですが、この法律でいうようにどこまでが適用になるのか、つまり既存の部分なのか、そして既存でも改修した部分はどうか、そのおのおのの面積はどうなってるのかというようなことを考えますと、なかなか一言では数確認できないというようなことがありますので、今のご質問、何棟あるのかについては、答弁としては、まだまだ不明であるというふうな答弁をさせていただきたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 耐震改修促進計画、こういうふうなものが前にもあったわけですが、宮城県にもそれに基づいて耐震改修計画がなされていると、計画が出されていると、こういうふうと思うわけですが、そういうふうなものは町として把握してますか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 県でも耐震改修計画、耐震改修促進計画ですね、ございます。町でも戸建てについては、一応その改修計画に基づいて今進めているということでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 県の計画に基づいて市町村も計画を今までも立てなきゃならなかったわけですよ。今までも立てなきゃならなかった。立てるように努めなければならなかったんです、前にも。これは町でどうだったんですか。そういうふうな計画は持ってたんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 今お答えしていたんですけれども、戸建てについては改修計画を立てて進めているということでございます。今の特殊建築物については、改修計画は立てておりません。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 今後立てるときにはですね、県の計画が、当然法改正に基づいて県の計画も改正されるんだと思うわけです。されなければまだまだ町村の計画がおくれてくると、こういうふうなことになるんだと思うんですが、耐震改修計画ですね、こいつ見えますと、法律見えますとですね、耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標とか、それから促進を図るための施策、それから啓発及び知識の普及に関する事項、それから地震に対する安全性の確保、そういうふうなものを備えた計画にならなければならないと、こういうふうになってるわけです。そうしてきますと、そういうふうなものを含めて町は考えていく、考えていこうとしているのか、お聞きをしておきたいわけであります。

○議長（櫻井公一君） 答弁。中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 町でもですね、県の計画に基づきましてそういう方向で考えていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 今までもね、耐震診断は国費が3分の1、耐震診断の助成もあったわけですよ。大きなものについてもね。こいつが今度の法律からいくと2分の1になると、それ

から改修については11.5%から5分の2になると、こういうふうなことで負担軽減を図る措置はされるようになると思うんですが、町としてね、それに合わせた軽減策、こういうふうなものを一般住宅についてはやってるわけですね。耐震改修計画、実施計画をつくるときに補助してる。それを同じように適用させる考えがありますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 法制度の枠組みがそういうことであれば松島町としても同様に、同じように対応していくと、つまり助成を町でやるというふうな枠組みになれば町も対応していくということにはなろうかとは思いますが、ただ住宅と違って、住宅も個人の住宅も改修するとなれば数百万、場合によっては1,000万を超えるような金額がかかるわけで、それに対する助成というのはなかなか現実問題として難しいのかなというふうに思ってるところにこういう大規模建築物、何億何十億というふうにかかるものに対する助成、国で2分の1出すといってもですね、残りの部分の配分どうなるかよくわかりませんが、そういう中では町の財政として一体どこまでできるのかなというふうなことは考えてはおります。

しかし、枠組みとしてそういうふうなものになれば松島町として対応せざるを得ないというふうには思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 町の、今から計画をつくっていく段階で町の担当課はどこになると、しようと思っておりますか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 建設課で担当していきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） まだ法律の改正法の施行がないもんですから、余り詳しく質問してもですね、ホームページには随分いろんなもの出てるわけですが、まだ法律の施行、施行令、施行規則が出てない状況でありますから、余りしつこく質問をしないわけですが、ひとつそういうふうな法律、6カ月以内に法律出てくる、施行されるわけでありますから、それが出てきましたらですね、なるべく早く役場の体制を整えてもらって、そういうふうなものに適合させるようにご配慮していただきたいと、こういうふうな要望して私の質問は終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員の一般質問が終わりました。

一般質問継続中でありまますが、ここで休憩をとりたいと思います。再開を13時といた

します。

午前 1 1 時 5 1 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

○議長（櫻井公一君） 一般質問を続けます。

5 番高橋利典議員、登壇願います。

〔5 番 高橋利典君 登壇〕

○5 番（高橋利典君） 5 番高橋利典でございます。平成25年度第2回松島町議会定例会の最後の一般質問ということで、よろしくお願いをいたします。

通告は2件でありまして、その通告に従って質問をしたいと思います。どちらも災害に関したことでございますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

1 件目はですね、災害時における身体障害者への情報伝達についてということで、さきにですね、松島町の身体障害者福祉協会の会員の方々より東日本大震災また9月の21日の台風15号の襲来時における町の防災無線は、悪天候が原因で放送自体そのものが聞き取れないという苦情が寄せられております。避難に遭遇した場合、特にひとり暮らしの障害者にとって健常者と異なり、その避難行動が非常に困難を来すことは自他ともに認めるところと明白でございます。「安全・安心で明るい生活活動」をモットーに、身体障害者一人一人が充実した社会生活を送るためにも戸別受信機の設置が必需品と認めざるを得ないところであります。特に視聴覚障害者に対して戸別受信機の設置配備を要望しております。身体障害者福祉協会では要望書として平成23年7月の3日付で当局へ提出しているということでございます。その対応についてまだ返事が、何の返答もないということでございますので、その点について伺いをしていきたいと思います。

その1点目として、この要望書の取り扱いについて、どのような検討がされたかを伺うところであります。

○議長（櫻井公一君） 答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 身体障害者福祉協会からのご要望を受けまして、防災無線の受信装置の機種を検討、また要望ではリストがあつて、こういう方々ということでございましたけれども、もっと幅広くする必要がないのか、それから防災という観点からはですね、もう少し別な方法も含めてあるんじゃないかというような種々検討を行ってきたところでございます。

結論として申しますれば、戸別受信機を障害者日常生活用具給付事業というものにおいて無

償で設置するということに決定いたしまして、今年度の当初予算でも見込んでいるものでございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○5番（高橋利典君） 今確実な形でですね、当初予算でこの件については無償で設置するというお話をいただきました。

この2点目に入るわけですが、この要望書について具体的な返答が今なされなかった、の根拠について、今まで聞いてないということでございますので、今までの返答がなかったことに対してはどういうことだったのか、そのことについてお話を聞きたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今年度の当初予算に予算計上しているということで、担当者ともいろいろ話してこういう形になったということなんですけれども、協会のほうに伝わってなかったということで担当者のほうに一般質問も来たということで確認しましたら、担当者のほうではいろんな役員会とかで前向きに検討していくという話をしているので、伝わっているものということで回答したということでございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○5番（高橋利典君） 今、役員会のほうでですね、担当者のほうからそういった話が伝わっているような話をしていたけれども、実際はなかなか理解するまでに至らなかったということになるかと思いますが、実際的にこういう形で今年度実施されるということはいいい方向に向いてるなということでございます。

きょうは傍聴でですね、障害者福祉協会の会長さんもお見えですので、その点についてきちっとしたやっぱり明確なお答えをもう一度いただいて、終わりにしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） このような形でですね、協会の方々にも誤解を与えたと、うまく伝わらなかったということは確かでございますので、今後こういうことのないように気をつけたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○5番（高橋利典君） じゃ、よろしく願いをいたしたいと思います。

続いて、2件目の通告に入っていきたいと思います。避難行動要支援者名簿における有効活用についてということで挙げております。

自立避難が難しい障害者や高齢者、災害時の援護者の名簿作成を義務づける改正災害対策基

本法が5月の28日衆議院を通過しまして、6月の17日参議院本会議で可決・成立しました。国の調査で障害者の死亡率が住民全体の2倍に上った東日本大震災を教訓に個人情報保護法と兼ね合いに敏感な市町村に法的なお墨つきを与え、名簿の作成、活用を促進することになったようであります。

ことし3月の内閣府の調査でも名簿を整備済み、または整備中とした自治体は全国で95%にのぼっている一方で、要援護者の半数以上を登録している自治体は4分の1に過ぎなかったようであります。一方で、病気や障害を知られたくないという人は多く、その事実として改正法は個人情報保護法を担保するため、災害に備えての名簿の事前提供について同意を得た人の分に限定したようであります。改正法は近く施行されることになるとと思いますが、名簿の作成までは最大で1年間の猶予を設けることとなっているようでございます。

我が町においても今年度、要援護者支援者名簿の作成に取り組んでいるようでございますが、1点目に入る前にですね、宮城県及び福島県の災害時要支援者名簿の活用状況についてご紹介したいと思います。

災害時要援護者名簿を既に作成していた自治体での災害時に要援護者名簿をどのように使用されたか。調査結果でございますが、障害者のうち犠牲者の出た率が県の平均より高い市町村では災害時要援護者名簿は作成していたものの名簿の登録者には緊急時にのみ民生委員や消防団へ渡すことを前提にした意見をとっていたため平常時は開示していなかったと。災害発生時には職員も被災し混乱していたため名簿の開示はできなかったと。

また、一方で障害者のうち犠牲者の出た率が一般より高いものの県平均より下回る市町村では災害要支援者名簿は民生委員や消防団、町内会長等へ渡しており、一部の地域では災害発生時には要援護者名簿をもとに民生委員の方々が主体となって障害者の支援を行い、役に立ったということでございます。しかし、要援護者名簿への登録をしてなかった障害者まで支援する余裕はなかったようで、そのため犠牲者は多くなったようでございます。

また、安否確認については、居住近辺へ避難した人については要援護者名簿が役に立ち、活用されたようであります。

障害者のうち、犠牲者の出た率が一般の人より低い市町村では災害時要援護者名簿は民生委員が主体となって作成、活用し、地域柄住民同士は顔見知りが多かったことや、民生委員が積極的に活動したなど結果としては障害者の死亡が少なかったようであります。

そこで、まず1点目です。災害時に要支援者台帳作成に取り組んでいるようでありますが、どのような使用を考えているか伺うものであります。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 最初に、今回法改正になったと、それで施行になるということで、今回の答弁はその前の考え方で、それが施行になれば改めてですね、考え方は変えなきゃいけないのかなと思います。

ただ、今現在の台帳そのものというのは、災害時にこの程度の、どの程度の使いますよということで承諾をもらって作成してると、相手の同意を、作成しているということで、改正前の考え方としてはある程度限定される使い方をしなければならないのかなと思います。ですから、今現在であれば災害時に高齢者、障害者の方々が避難行動支援する際にいろんな方々ということになりますけれども、安否確認や避難所への誘導、あとは病院への搬送という形のときの活用ということでは考えてますけれども、最初に申しあげました改正となれば改めて台帳そのものを、同意の仕方とか台帳そのものを、今もらってる方々も改めて確認をしてですね、同意のし直すをしなければならないのかなとは思っております。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○5番（高橋利典君） この災害時の援護者の名簿の義務化については、大分前のほうから言われておりまして、そういったことも想定に作成が始まったのかなというような気がしておりましたので、また今おっしゃられたそういった避難場所への誘導とか病院への誘導、そういったものへの作成。そして、もちろんこの支援者の名簿作成に当たっては登録制ということでございますので、実際私の家にもその名簿の登録用紙の申請用紙が来まして、うちでも申請したわけですがけれども、介護認定者がおりますので。そうした形ですね、この名簿作成に当たって、やっぱり使用となるとある程度の想定をした段階での名簿作成が必要だったのではないかなというように思っているところですがけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際改正、どういう改正になるよというのはある程度情報はもっていても、実際施行なんなければ行政としてはできないということで、ちゃんと改正後の施行がなってからこういう名簿とか同意をもらうということであって、こういう改正があるからということで、それを想定して名簿を作成しての同意はちょっと難しいのかなということで、あくまでも改正前の考え方としてこういう先ほどの答弁になったところであります。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○5番（高橋利典君） それでは、2問目ですがけれども、要支援者の把握ですね。今関連あると思うんですがけれども、要支援者の安否の確認や避難誘導を速やかに行うためには要援護者に

とって最も身近な地域の方々、要援護者の住居地や生活状況等を事前に把握しておくことが大切であると思います。要援護者の情報の把握に際しては要援護者自身の理解と同意を得ながら取り組みを進めることが基本であるわけですが、町内会等の地域団体の民生児童員、築社会福祉協議会の福祉関係者の日ごろの活動を通じて支援が必要な人への働きかけを行うなど、効果的な手法を組み合わせる用いることが把握のもとになると思われます。

それで高齢者、災害弱者同様に情報弱者でもある災害発生時の高齢者や、その対象者の把握をどのように考えてるか伺いますが、先ほど法律が確実にできてからということでございますけれども、そういった情報を、やはり地区単位、地区に下ろしてきて、そういった連携とかを考えてるかどうかお伺いします。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際名簿そのものは高齢者は一人一人把握してるということで、あと介護認定受けてる方も台帳して整備してるということでもあります。あと、身体障害者においても同意得られた方は等級とかそういうのもやってると。

じゃ、それをどのように、3番、4番、5番にも若干関係しますけれども、一番大事なのは作成、台帳そのもの持っているからどうのこうのと、把握の状況ということで、対相手もありますけれども、民生委員さんとかいろんな形で協力を得ながら進めているというのが現在の状況です。

あと、今後台帳そのものをですね、法改正の後も見据えて今の答弁も考え方も改めて変えなければならないのかなとは思っております。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員、ちょっとお待ちください。

答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 済みません。（「いいえ」の声あり）うちのほう、台帳というのはうちのほうでは、つまり役場のほうにはあるんですが、3、4、5ともかかわってきますけれども、それが区長さんのほうとか民生委員さんのほう、またはその他自主防災組織とかそういったところにはリスト状的なものとしては行ってないわけなんですよね。それでですね、ちょっと先走った答弁になるかもしれませんが、有効な活用をするためにはこちらの台帳をもとにして、また別途のリストのようなものがあって、それが各地域で共有できると、そういうふうな仕組みにしていきたいと、すべきだというふうなことで内部的には話しておりますので、はい。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○5番（高橋利典君） そのようにですね、きめ細かな点でのやっぱり台帳のそういった把握なり活用なりというのがこれからは求められるということになろうかと思います。実際ですね、私たちの本郷の愛宕地区では昨年、要援護者といわれる方を対象にきちっと本人の同意を得て支援体制をとりながら、その名簿づくりをしました。ですから、町内会でもそういうものができて、それがまだ町との連携はございませんけれども、何か災害あったときには支援してくださいと。一軒一軒援護者宅を回って、その名簿に記載してもらって、印鑑をいただいて、そういった名簿づくりをしました。それとともにその名簿を班長さん、各班、6班あるんですけれども、その班長さんにきちっと名簿をお渡しして、何か災害あったときには、その支援をしていただくというようなことできちっとお話し合いが進んでおります。

ですから、やっぱりこれは法改正前の話で、できるところはできるんですね。だから、そういったものをもっと早い段階でやってほしかったし、なかなか町にとってもそこまでやるところはないのかなというような気もしてますけれども、やはり身近なところでの援護というのが一番重要ではないかなと感じているところでございます。なおさら震災においては近くにもひとり暮らしの方々もおるし、あの雪の中ですね、行方不明になって5時間も6時間も探し回った経緯もございまして、これはだめだと、何とかして情報を提供しながらきちっと把握していかないと、どここの避難所に送ったらいいか、どこで対処したらいいかというのがわからないということで、行政委員さん中心にそういったもので愛宕地区では名簿をつくっておりまして、今年度からそういうものを訓練しながら活用していこうかという話まで進んでいるところでございます。ですから、こういった1つの連携もね、町にとってもやっていただければなおさらいいのかなと思っていますところでございます。

それから、続いて今後我が町においても支援団体など要援護者支援の具体的な取り組みを話し合う要援護者の数の把握後重要となるのは支援者の確保や訓練だと思われませんが、3問目、要支援者の台帳、どのような形で誰がどのように運用していくかについて検討した経緯がございましたら伺いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） ただいま要援護者台帳につきましては、この台帳の整備につきましては、本人または家族からの申し出がありまして、ようやく整理しているところでございます。ただし、我々で考えている障害者1級、2級、そしてあと高齢者になりますとその年齢を65歳以上にした登録と、その中のひとり暮らしというもので把握したらいいかどうかということもあるんですが、全てがこれ民生委員さんやその方をお願いいたしまして地域に

出向いてもらって、この登録をお願いしますということで実際行くわけですが、それが果たして全ての方が登録されるかどうかというのはかなり難しい状況にあると。やはりこれは地域の方の支援は絶対に必要だなとは思っているところであります。

そういった要援護者台帳、先ほど町長申し上げましたとおり、この登録された方については、そういった運用については、地域の民生委員さん、行政委員さんと区長さんということで運用できるものと私も考えております。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○5番（高橋利典君） ぜひですね、やっぱりできましたらそういったものを町内会に下ろしてきて、いつでもやっぱり何かあったときには連係態勢がとれて支援ができるような体制での方向性を見出していきたいなと思っております。

それでは、この4番目に入るわけですがけれども、支援態勢の整備にすることに当たって災害時に迅速な支援を行うために台帳作成及び管理の効率化が重要であると思われませんが、その中で要援護者台帳の管理システムの導入は課題であり、限られた時間の中で効率的なシステムを運用しなければならない状況が出てくるわけですが、要援護者台帳は災害時に行政、消防や社会福祉協議会が簡単に使うことができるシステムですか、その構築を考えているのか伺うところであります。

○議長（櫻井公一君） 答弁。高平副町長。

○副町長（高平功悦君） まあシステムそのものは今のところ考えておりません。

ただ、先ほど町長が申し上げた台帳そのものの名簿というのは、改正前であればある程度障害者とか等級とかいろんな情報が入っていると。それまでここに書かれてる消防署とか社協に情報を流していいのかと、同意される方はそれまで踏まえて判こ押したつもりはないよということがあるんで、そこを触れない程度の名簿を作成して進めようかと。全体はできないという考えが今までありましたから。

ただ、先ほどから何回も言いますけれども、改正後は全てできると……（「そうですね」の声あり）そういうことなんですけれども、今現在地震あったらどうなのということになれば、そこも踏まえて別な名簿をつくって提供したいとは思っております。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○5番（高橋利典君） 大田原市では障害者のひとり暮らしの高齢者などが平常時の見守りや必要な方、見守りの必要な方や要支援者の情報の入力を各帳簿や地図データに自動的に反映させるとともに要支援者の情報データベース化により事務作業の効率化を図り、支援して台帳

の管理業務を行っているようであります。松島もですね、そういった方向までいけるようになれば幸いかなと思っております。今の副町長の答弁では、これからのことでありますのでその方向にいきたいということでございますので、なるべくそのシステム関係のほうですね、充実したものにしていいただければなと思います。

最後に、こういったシステムがふだんからなれた仕組みでなければならないだろうということでございます。いざというときに使えるような、やっぱりそういったことになっていかなければ、せっかくつくった名簿の活用や運用もできなくなるだろうなと思っているところでございますので、その点について伺いをいたしたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） 答弁。高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに利典議員が言われるとおり名簿をつくったからといって、それだけでは活用できないということであれば、それは問題なのかなと思います。そういう問題も踏まえてですね、今回の法改正がなったのかなと思います。

ただ、あともう1点ですね、この間福祉大で要介護関係の、この台帳関係の専門の方、先生がですね、新聞とか見てたらなるほどなと思ったのが、行政で、今回の震災でも思ったのは行政でできる範囲というのは、とっさにはできないということになれば、ふだんからの自助・共助ありますけれども、近所という隣近所の情報が必要なのかなということで、先ほど本郷地区もありましたけれども、いい例であれば根廻地区もそういうシステムがあるということなんで、そういう台帳そのものの活用もですけれども、近所、隣同士のふだん、平時からの台帳に変わったものが必要なのかなとは認識しております。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○5番（高橋利典君） そのとおりであると思えます。近くの他人、遠くの親戚より近くの他人だということがあるとおりの、自助、共助からいえば近隣の方々に支援していただくのはベストでございます。そういったことも踏まえながら、その管理システムの充実も図るためにも、やはり担当する課なり社会福祉協議会でもいいです。そういったところにある程度の1つの端末的なものを置いていただきながら情報のやりとりがすぐできる状況をつくっておくことが需要であるなと思っております。

それから、最後になりますけれども、災害要援護者の支援プランというのが必要でないかなと思うわけですが、松島ではまだつくってない。これは質問にはないんですけれども、必要ではないかなというようなことに思ってるわけですが、その策定に当たっては今後考える見込みがあるかないか、その点だけをお聞きして終わりにしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 地域防災計画の話はこれまで何度もしてなんですが、地域防災計画、決まりきった形のほかにですね、災害対応のマニュアルというか、そういったものをつくるつくるといふふうにお話してさっぱりつくってない、大変申しわけないんですけども、とにかくこれは今年度にもその辺まとめまして、まあいろいろデータが、県からのデータが来てないという部分もあるんですが、それはそれとして松島町としてしっかりプランつくって、それをもとにして我々が、役場がしっかりしてそういう核になっていかないと地域の方々に頑張ってくれよといってもですね、やはりそれはそれでいかないと思うんですよ。実際に災害があったときに情報が役場からなかなか発信できないということはありますが、おっしゃられるように平時の段階から役場としてこういう考え方でございますよと。そして役割分担はこうしますよと。やる事柄はこれとこれとこれ、基本的にやる必要がありますよとか、そういったものをやっぱり役場が中心になって構成していかないとうまくないというふうに思っておりますので、その点ですね、今のお話もありまして我々としても必要だなということでもた新たにしましたので、しっかりとしたものをつくっていききたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○5番（高橋利典君） ぜひですね、今年度というお話がございましたら、そういった意味ではこの支援プランですね、策定に向けていただきたいなと、そこが1つのもとになるだろうと思います。そういうところはきちんとした名簿、この支援態勢の確立ができてくるのかなと思いますから、よろしくお願いをいたしたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（櫻井公一君） 高橋利典議員の一般質問が終わりました。

以上で、通告いただいた一般質問が終わりました。

日程第3 議案第73号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第3、議案第73号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。8番高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） 8番高橋でございます。私の後に専門的な難しい質問があると思いますが、私のほうは単純で素朴な疑問を聞いてみたいと思います。

仮庁舎の建設なんですけど、行政防災無線のアンテナ、親機もちろん仮庁舎に移ると思うんですが、これ平面図だけだとどこにつくるのかわからないですし、それからどこで操作するのか、それを聞きたいなと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今回のは仮庁舎等で防災無線そのものというのは別発注、要するに専門的になるということで、この図面上には載っていない、別発注で今後進んでいくと。

○議長（櫻井公一君） 高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） はい、わかりました。多分そうなのかなと思ったんですが、どのような、プレハブなので今のような3階の上とかというような考え方でいいのか、それとも新しく別な平地に高くしてやるのか、そういう考えは今のところまだ考えてないんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 現在防災無線の移転につきましては、仮庁舎の屋上部分に設置したほうが安いということもございまして、そちらで考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 私も1点だけお聞きをしたいんですが、工事請負契約と直接は関係ないんですが、平面図出てきましたんで。

この盛り土がされる、今よりも低くなるというようなことはお聞きしたわけですが、それでも盛り土して近隣との関係が出てくるわけですが、薬王堂それから小梨屋のほうですね、この隣接者とのお話し合いはなされているのかどうかですね、確認をしておきたいわけがあります。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 隣接、最初に結論から申し上げますと、この工事に具体的に内容については、まだしておりません。今後議決した後にですね、工事の内容等々踏まえて今後するわけですが、前段に測量に入っております。この敷地とか高さとかはかる、その段階では薬王堂、それから水路の脇の民家ありますね、この棟にはお話をして測量させていただいたと。そして議決をいただければ、この工事概要等々1メートル高くなります、それから水排水、雨水排水等々もあります。そういうこと踏まえて隣接の方に説明する場を設けていきたいと、説明して歩きたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君）　今までですと平地ですね、そのまま雨も何も落っているわけですが、今度はこの辺皆舗装されるわけでしょう。建物も建つ。そうずっと一気に大雨のときには水が出てくると。今でさえにも小梨屋のところは大変な状況になるわけですし、その排水の問題も出てくるだろうと。さらに何かこれによって役場のほうが高くなってですね、何だあっち水の島だなんて見てるようでは、これこそ問題になるのではないかと。だからその辺はですね、はっきりと皆さんと協議をしていただいて、そして皆さんの不安のないような状態にさせてもらって工事にかかっていたきたいと、こういうふうに思います。

○議長（櫻井公一君）　はい、確認。確認のために熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君）　雨水排水の問題です。これはきのう、前段ですね、水道事業所の所長のほうからもお話があって水路の整備、雨水の排水の整備をしていきますよということがありました。この事業とあわせてですね、この雨水排水についても急いでやるように、あわせられるように、そういうふうな取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君）　他に質疑を受けます。17番阿部議員。

○17番（阿部幸夫君）　17番阿部です。3点についてお伺いします。

職員の今度テーブルというか、机ですか、私自身も他の市町村見ますと松島町独自なんでしょうかね、書籍が机の上に重なり過ぎてですね、廊下歩いて職員の顔半分見えないようなのが、他の市町村では余り見かけない町独自の、独自のというか、そういうものがあるんですけども、この書籍の取り扱い方、参考資料とかいろいろあるんでしょうけれども、その改善点は今回どういう形になされるんでしょうか。

○議長（櫻井公一君）　はい、答弁。高平副町長。

○副町長（高平功悦君）　前も議会から指摘あって産業振興課時代でしょかね、どうも汚くて、どうやってるんだと。書庫の考え方も、書庫どうなってんだということもありますので、当然今現在もですけども、あちらに移ってからですね、当然書庫も、書庫ですね、書庫もありますけれども、そういう環境整備というのは気をつけるというか、ちゃんとしていきたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　阿部議員。

○17番（阿部幸夫君）　今副町長言われたように、やはりそういうものは徹底されて町の人、また他市町村からの方も来るんでしょうから、顔が見えるような形でよろしく願いたいなと思っております。

それから、次がですね、2階だけが防災室から廊下に間仕切りがありますね。扉が。あれは何の必要性があってつけたのかですね。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） ここはですね、ただいま防災無線室、あと奥には町長室、副町長室等々あります。それで一般のフリーの方が直接、今は総務課のほうで受け付けをしながら記者や来客と相談しながら行くんですけども、そのまま素通りしていったり、何かそういうことのないように一回お話を伺って、どういうお客さんかを確認し、場合によっては待合スペースで待っていただくとか、そういうワンクッション置くようなイメージで、考え方でここに設置させていただきました。

○議長（櫻井公一君） 阿部議員。

○17番（阿部幸夫君） そうした場合、通常はもう常に閉じられてる状態、それともある程度開放されてる状態なんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 様子を見ながらということはあるんですけども、通常この奥に入るというのは、よほど用事がなければ、ここに会議室かとありますけれども、なるべくここは職員対応という会議、あと一般の方々も委員の方々ですね、職員以外の会議の場合は、当然最初から開けておくということがあります。

ただ、臨機応変にはしたいなとは思いますが、通常常にオープンということは最初は考えない予定で、この扉というかね、考えております。

○議長（櫻井公一君） 阿部議員。

○17番（阿部幸夫君） わかりました。常にですね、1階の町民ホールですか、その付近に今他市町村見ますと総合案内の窓口があるんですけども、これだけのスペースあるんで、その辺の考え方は今回なかったのか、この1点だけお伺いします。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 近隣町村でも総合窓口があるということで、うちのほうでもこの仮設庁舎をつくるときには話し合いはありました。ただ、実際1人がそこに座っているよりも図面上で当初と変わっているのが会計課と観光課、商工観光課、そのところは最初壁だったんですけども、それを入れてすぐ壁を取っ払ってカウンターにしたほうがいいんじゃないかと。両方で聞けると。なおさら観光のほうもですね、壁で廊下のほうに出てからでなくて、もう入ってすぐ右・左、職員が対応できるようなのほうがいいんじゃないかということで総合案

内の方は置かないで、基本的に会計課と商工観光課のほうで対応できるような態勢に構造を変えております。

○議長（櫻井公一君） 阿部議員。

○17番（阿部幸夫君） そうした場合ですよ、例えばこれが2階の建設課とか総務課とか、例えば町民が多少ご高齢の方が訪ねてきた場合、その人たちが2階ですよとか、そういう形で案内するのでしょうか。そうした場合、町民サービスのほうがだんだんに、まあ最初のうちはいいんですけども、長い時間した場合、ただ指示伝達で、はい2階ですという形になってくるのかなという、将来的なことを考えて、最初のうちは気が張って、職員も気持ちが引き締まってるからそういう形ですけども、月日がたつによって結局そういう怠慢さとは言わないんですけども、そういうのが出てこないんでしょうかねと。私はそれが心配で、はい、お願いします。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 近隣町村の例を挙げると、何階です、どこですって直接いかないと思うんですよ。ですから、同じようなのかなと。ただ、松島町としては今現在でも町民福祉課と戸籍関係のところで相談に来た場合は、高齢の方でもその職員が直接2階に一緒に行ってます。あそこですよ、ここですよとわかる方々は、ああそこかということわかる方々は案内しませんが、高齢の方々というのは今でも直接一緒に行くようにということは言っておりますし、実際しておりますので、その同じような形でやればサービスは低下しないのかなと思っております。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第73号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（櫻井公一君） 日程第4、議案第74号物品売買契約の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） これもですね、別発注だといわれるかもしれませんが、今、議会の充実ということでインターネットで議会の生中継とか録画中継とかというものを各自治体で取り入れているようでありまして、全国各地かなりの数にのぼっていると思います。仮庁舎とはいえ何年本庁舎建設までかかるのかわかりませんが、そういうものを考えますと、やはり基本条例先進地松島としては導入してもいいのではないかなというふうに思うんですよ。あと、多分仮庁舎の施設で町長が行ったのか副町長が行ったのか、議会も行ったと思いますけれども、南三陸町なんか仮庁舎ですけどもきちっとそういう対応、インターネットの配信の設置をしているというような状況も伺っておりますので、やっぱり必要な時代ではないのかなと。特に副町長は議会の重要性というのはしっかり把握していると思いますので、なぜ今回はそういう物品の契約をしなかったのかなと、それとも後で補正という形に出てくるのかどうか、お伺いしたいところであります。

○議長（櫻井公一君） それでは、佐藤議会事務局長。

○事務局長（佐藤 進君） それでは、菅野議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

今回の議会の議場の録音機購入ということで、提案理由のほうにも書いてますが、今回仮庁舎のほうに移転ということで現在のデジタル方式の録音機ということでこちらあるんですけども、マイク等、それをデジタルのほうに変えるのが一番ということでございまして、何が違うかというところとご存じのとおりだと思いますが、今カセットテープで録音してるのをデータ化ですということで、保管とかそちらについても一番簡単というか、簡易に保管もできるということでございまして、先ほど菅野議員さん言われたようにインターネットということで南三陸町さんの例がございました。南三陸町さんは仮設庁舎の前、震災前からインターネットのほうも入っているということで、私が調べた限り近隣というよりも色麻町さんとか、あと大河原町さんもインターネットが入っているということで、今回仮庁舎の移転のほうということで一番の目的が仮庁舎のほうに移転でデジタル方式のほうに変更ということでございまして、あと町民の、仮庁舎のほうの図面の1階の部分ですけども、今議事堂内の録音機のやつを町民ホールの方にも、映像はちょっと発信できないんですけども、音声だけの発信とか、そちらのほうまで今回プラスということで今計画して発注しています。

それで映像配信とか、あとインターネット配信ですけども、ちょっとざっくりばらんという

か、申し上げて申しわけないんですけども、映像配信ということで庁舎内配信、いわゆる各課のほうにテレビ置いたりということで、テレビのほうはある部分で使えるんですけども、そちらに係る機器等の購入、あと議事堂内にテレビカメラの設置と、標準ですと大体3台か4台ぐらい必要だと、そちらにはあとプラス工事費用すると、ざらっとですけども5、600万かかると。あとインターネット配信にすれば、そちらの5、600万にプラス2、300万という初期投資の部分がまず出ますと。あと、インターネット配信ですとそちらに附属しまして保守とか毎月の使用料とか、そういうので年間大体2、300万ぐらいプラスなるということで、今回このような形で予算的にもちょっといろいろありましてこのような形ということで、一步踏み込んだ形で町民ホールのように音声だけの発信ということで、インターネット配信とかそちらにつきましては、全議員さんのほうで協議してですね、映像配信とかそちらまで含めるといった場合については、執行部のほうに予算要求ということと予算獲得に向けて頑張らせていただきたいということで、ひとつご理解よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） 経費はね、どこの町村でも同じくかかっているわけですよ。それでも、もう進んでるんです。そういう時代になってるから、この際だからやっぱり思い切ってつけ、設置するべきだと思うんです、私は。そういうことを議会として、じゃ執行部と協議したんですか。

○議長（櫻井公一君） この件に関しまして、3月の予算議会前にですね、議会の議員さん方で控え室だったかと思いますが、仮庁舎のマイク等についていろいろお話し合いをしたつもりでございます。そのときに、一応仮庁舎ということで今回は、じゃ映像はまず別として音声だけは各課、それから町民ホール等には配信しよう。マイクはこういったものにしようということで前局長のときにですね、資料をつくっていただいて各議員に配付し、お話し合いをした経緯があるかと思います。それで議会とすれば、じゃこういう予算でということで25年度予算、議会側から町にお願いをしたと、その経緯が今回の入札の執行に当たってるということで進んでおりますので、ご了承していただきたいというふうに思っております。

菅野議員。

○15番（菅野良雄君） じゃ私のほうが忘れたんだと思いますけれども、ただ音声だけとかね、そんなものはもうどこでもやっっていることで、庁舎内の配信だけでも全国的にいったら80%超えてると思いますよ。今戸別の、家庭で勤め人が帰ってきてインターネットで見られるよう

な時代になって、そういう時代にしなきゃいけないということなんですよ。議会としてね、条例をつくって住民に情報提供して一緒にやっていくんだというような条例をつくっておいてね、こういうものにおくれていったら笑われると思いますよ、私は。ですから、やっぱりやれるときにやったらいいのではないかと思いますので今質問してるわけでありますけれども、議会の控え室で話したのをすっかり忘れてしまって、私もどんな発言したかわかりませんけれども、多分「必要ですか」みたいな話で聞かれたら私は「必要だ」と言ったはずだと思いますけれども、そういう覚えはありませんけれども、ただ議長が議運の委員長の時代にも何かそういうもので視察に行ってもらったような記憶、私あるんですが、その当時から必要だなと私は思っていましたけれども、やっぱりこれはこれとして認めないわけではありませんけれども、今後補正するとかなんかの対応で、きちっとそういう時代に合う設備を整えてほしいなという思いがしますので、副町長にでも答えていただければと。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際うちのほうではですね、議会からの要求で当初予算を計上したということで、あえてこれがだめだとか削った記憶は実際ないということで、議会の皆さんの総意でこういう形になったのかなということは認識しております。

ただ、議会の基本条例とか、たしかそういうのはあるということもありますし、経費そのもので、情報の提供ということでいろいろ試行錯誤して議論すれば、なぜ補正だということがありますので、時期的に執行残という形の中で、今回であれば執行残がある程度あると。落札率。ということもありますので、そこはあと議会の中で議論いただいてどのようにするかということで、私からの意見は差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） 今度は町長に伺いますけれども、24年度の出納閉鎖の時期があってね、繰越金の目安がついてきたときに、余裕があると思ったときには私たちも議会として要望しますので、そのときにはよく考えていただきたいなということをお願いしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 他に……。 （発言者あり） 要望だから。他に質疑を受けます。5番高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） 今、菅野議員からそういった映像配信というお話がありましたけれども、やっぱり議会の方々もちょっとアナログの方が多かったのかなと。もうちょっとデジタルの方が多ければそういった方向に向いたのかなという気もしています。

まあそれはともあれ、こういう設備に当たって今の映像が配信できるような配線構造がすぐできる、配線をしてあげばすぐできるような構造自体がとれますよということで前お聞きをしてるんですが、そういった配線の関係のことについては、どうなのでしょう。これに含まれているか含まれてないかお伺いをいたします。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議会事務局長。

○事務局長（佐藤 進君） 高橋利典議員さんのご質問にお答えします。

今回の配線工事のほうには含まれておりませんが、デッキ自体がすぐ映像配信のほうに対応できますので、そのときにあわせて配線工事すれば映像配信ということは可能でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○5番（高橋利典君） ぜひですね、やっぱり今回はできなかったけれども、次の改選になった後ぐらいですかね、そういったときにはきちっと補正も取りながらということで提案していければいいのかなと思ってます。そのときには執行部のほう、よろしく願いをいたしたいと思います。以上です。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。質疑なしと認めていいですか。（「はい」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第74号物品売買契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議員提案第9号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、議員提案第9号日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。16番今野章議員。

○16番（今野 章君） 私、ちょっと気づいてたつもりでちょっとお話しんのを忘れていたんで、質疑じゃないんです。私、提出者、賛成者になってますので質疑ではなくてですね、この意見書の案文の中の文字が間違ってるところ、間違ってるなと思ったです。

上から1、2、3、4、5、6、7、8行目ですか、「1万7千発余の核兵器が配備、貯蔵され地方では」でなく「他方では」でないかと思うんですね。

○議長（櫻井公一君） まあ「1万7千」のセンも「先」っていう字書いてますので……。

○16番（今野 章君） 「先」もですね。ちょっと誤字がありますので、ここのところは正確に訂正をしていただいた上で送付をしていただくということでお願いをしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 誤字については、こちらのほうで修正します。

ほかに質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議員提案第9号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議員提案第9号日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書については原案のとおり可決されました。

日程第6 議員提案第10号 年金2.5%削減中止を求める意見書について

○議長（櫻井公一君） 日程第6、議員提案第10号年金2.5%削減中止を求める意見書についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議員提案第10号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議員提案第10号年金2.5%削減中止を求める意

見書については原案のとおり可決されました。

日程第 7 委員会の閉会中の継続審査・調査について

○議長（櫻井公一君） 日程第 7、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

各委員長から、お手元に配付しました一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

申し出がありました審査・調査件名を事務局長より朗読させます。局長。

○事務局長（佐藤 進君） それでは朗読いたします。

委員会の閉会中の継続審査・調査申し出一覧表、平成25年第 2 回松島町議会定例会。

委員会名、継続審査等の内容、審査等の期限の順に申し上げます。

議会運営委員会、次回の議会開会に伴う議会運営についての審査。議長諮問事項及び議会活性化に伴う調査研究。平成25年 9 月定例会。

議会広報発行対策特別委員会、松島町議会だより第115号の発行に関する審査・編集。平成25年 9 月定例会。

以上です。

○議長（櫻井公一君） お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

本定例会に付議された議案の審議は、全部終了しました。

平成25年第 2 回松島町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後 1 時 5 9 分 延 会